圧縮天然ガススタンド審査・指導基準

制定 平成14年4月

神奈川県防災局工業保安課

はじめに

国が推進する環境保全施策や石油依存度低減施策の一環として、2010年までに天然ガス自動車100万台普及の目標を掲げた本格的活動及び圧縮天然ガススタンド等の基盤整備が急速に進められています。

本県でも、平成12年度から5カ年計画で環境農政部大気水質課が「神奈川県天然ガス自動車普及促進事業」に着手しており、関係の事業者・団体、行政による推進母体の協議会を平成12年4月に設立し、インフラ整備等に重点的に取り組んでいるところです。

このような施策を推進するため、高圧ガス保安法(旧 高圧ガス取締法)においては、平成6年3月の改正により圧縮天然ガススタンドの技術上の基準が整備され、平成9年4月の改正により技術基準等の合理化が図られました。また、消防法では平成7年4月の改正によりガソリンスタンドとの併設が可能になり、建築基準法についても平成13年5月の改正により住居地域まで建設が可能になるなど、今後の普及促進に向けた規制緩和や法的整備がなされています。

これらのことから、本県のように人口の密集する一般市街地に圧縮天然ガススタンドが多数立地されることが想定されます。一方、高圧ガス設備のユニット化や運転の自動化等により圧縮天然ガススタンドの安全性の向上が図られてはおりますが、20MPaを超える高い圧力の可燃性ガスを製造・保有する施設であることから、本県の状況等を勘案し、レイアウトやメンテナンスなどを含む総合的な視点での保安の確保が求められています。

そこで、今後の圧縮天然ガススタンドの本格的な普及を前に、保安の確保と規制緩和の両 視点を踏まえた具体的な保安措置について、都市ガス供給事業者、設計施工事業者及び関係 保安団体等のご協力をいただきながら検討し、本基準を策定したものです。

公共の安全を確保するため、圧縮天然ガス事業者をはじめ、都市ガス供給事業者、設計施工事業者及びメンテナンス事業者等関係者が、高圧ガス保安法を始めとする関係法令を遵守することはもとより、本基準を基本として保安の確保に努めていただきたいと思います。

国 次

はじ	めに	:			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第1	章	総則	J		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第2	章	圧縮	天	然	ガ	ス	ス	タ	ン	۲	の	位	置	及	び	構	造				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
(レイ	アウ	· -)				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
(安全	機構	į)					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
(一般	事項	į)					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
第3	章	圧縮	天	然	ガ	ス	ス	タ	ン	۲	တ	保	安	管	理				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
(製造	の方	i法)				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
(保安	管理	体	制)			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
附則	I		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	1	9

第1章 総則

1 目的

この基準は、圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に圧縮天然ガスを充てんするための処理設備を有する定置式製造施設(以下、「圧縮天然ガススタンド」という。)の構造及び保安管理等についての基本事項を定め、関係者がこれを基準とし、圧縮天然ガススタンドを適正に管理することにより、災害を防止し公共の安全を確保することを目的とする。

2 適用範囲

本基準は、神奈川県内に設置されるものであって、高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則 第7条第2項の技術上の基準が適用される圧縮天然ガススタンドに適用する。

3 用語の定義

この基準における用語の意義は、高圧ガス保安法及び関連法令において使用する例による ほか、次に定めるところによる。

(1) 他燃料併設スタンド

圧縮天然ガス以外の車両用燃料の供給設備が同一敷地内に併設、若しくは隣接敷 地内に設置された圧縮天然ガススタンド

(2) ユニット

圧縮機ユニット、蓄ガス器ユニット及びディスペンサーユニットがあり、機器製造業者の工場等において一の架台上に一体に組み立てられたもの

(3) 蓄ガス器

圧縮天然ガスを貯蔵する目的で、同一架台に組まれた圧力容器群

(4) 保安監督者常駐場所

管理室や計器室など保安監督者が充てん作業や点検等の管理のために常駐する室

(5) 監視システム

ガス漏えい等の異常情報を指定場所に送信するためのシステム

(6) 法令等の略称は、次のとおりとする。

ア 法 高圧ガス保安法

イ 一般則 高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則

ウ 一般則例示基準 「冷凍保安規則の機能性基準の運用について」(H13.03.23原 院第1号)別添の高圧ガス保安法冷凍保安規則例示基準

なお、本基準において法令の引用のないものは、神奈川県行政指導である。

第2章 圧縮天然ガススタンドの位置及び構造

(レイアウト)

4 立地環境

圧縮天然ガススタンドを設置するにあたっては、計画する敷地の用途地域や周辺の土地利 用状況等を考慮したうえで、保安の確保に支障のない適切な場所を選定すること。

(解説)

建築基準法の規定により、都市計画法に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域には天然ガススタンドを設置できない。

5 レイアウト基本事項

- (1) 各設備のレイアウトは車両の動線を考慮したレイアウトとすること。
- (2) 非常時に従業者等が速やかに避難できるレイアウトとすること。 なお、圧縮機ユニット及び蓄ガス器ユニットが事業所敷地の奥等に設置され、速や かな避難に支障を及ぼすおそれのある場合は、当該ユニット近傍の障壁の適切な位置 に、障壁構造の扉又は同等以上の機能を有する避難用設備を設けることとし、この避 難用設備に扉を用いる場合は、内開き又は引き戸とすること。
- (3) メンテナンススペースを考慮したレイアウトとすること。 なお、日常の点検、修理等の作業に必要なメンテナンススペースとして、各ユニットの外周概ね1m以上を確保することとし、かつ、ケーシングの開口部は扉が全開でき、メンテナンス作業に支障のないものであること。
- (4) 高圧ガス設備は、屋外に設置すること。ただし、地下室に設置する場合は、この 限りでない。
- (5) 他燃料併設スタンドの場合は、燃料ごとの管理区分が明確になるようなレイアウトとすること。

(解説)

圧縮天然ガススタンドを設置する敷地形態等から余裕のあるレイアウトができない場合は、圧縮機ユニット及び蓄ガス器ユニットを地下室に設置し、地上部の有効活用を図ることにより、基本事項に沿ったレイアウトにすることが可能となる。

「車両の動線を考慮」し、充てん車両が前進走行のみで進入・退出できるようなレイアウトとすることが望ましい。

6 保安のための距離

規則関係条項

一般則第7条第2項第1号(一般則第6条第1項第26号) 第2号、第4号、 第17号、第18号及び第20号

- (1) 一般高圧ガス保安規則関係例示基準 (「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について」(H13.03.23 原院第1号)、以下、「一般則例示基準」という)「56.敷地境界に対し6m以上の距離を有することと同等の措置(圧縮天然ガススタンド・液化天然ガススタンド)」に適合すること。
- (2) 充てん車両の停止位置及び当該車両の充てん口の位置を次により地盤面に明示すること。
 - ア 充てん車両の停止位置は、利用車両に見合う大きさに明示すること
 - イ 充てん口の位置は、上記アで明示した範囲の内側に、充てんホースの長さ及び充 てん作業の安全性を考慮して明示すること
- (3) ガス設備(配管を除く)の外面(ユニットにあっては、ユニットの外面)から火気 を取扱う施設までの距離として、水平距離4m以上を確保すること。

ただし、漏えいガスの流動防止措置として、防火壁又は二重扉により、水平迂回 距離を 4 m以上確保した場合はこの限りでない。

(4) 危険場所は、ガス設備(配管を除く)の外面から水平距離4m以内とし、危険場所内に設置する電気設備は、防爆性能を有すること。この場合、電気設備の防爆性能は、「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(H09・03・31 立局第18号)(以下、基本通達という。)の第6条関係3.」に適合すること。

ただし、漏えいガスの流動防止措置として、防火壁又は二重扉により、水平迂回 距離を4m以上確保した場合は、この限りでない。

(解説)

「安全性を考慮」とは、利用車両の車種や充てんホースの数などの実態に応じて判断されるものである。

「危険場所」とは、電気機器の構造、設置及び使用について特別な安全対策を必要とするほど多くの爆発性雰囲気が存在し、又は存在することが予測される場所をいう。

7 地下室

規則関係条項

一般則第7条第2項第3号

- (1) 一般則例示基準「57.地盤面下に設置する高圧ガス設備の室について(圧縮天 然ガススタンド・液化天然ガススタンド)」に適合すること。
- (2) 地下室の出入口は、地盤面より高い位置に設けるなど雨水侵入を防止する適切な構造とすること。
- (3) 地下室の出入口には、札を掲げるなど保安監督者等の入室情報を表示すること。
- (4) 地下室には、階段のほか緊急避難用の出口を設けること。この出口用として地下室壁面に固定梯子を設けマンホールを出口にする場合は、軽量なものを用いるなど緊

急避難に支障のないものとすること。

- (5) 地下室には、集水マス及び防爆性能を有する排水ポンプを設置すること
- (6) 地下室へのガス配管及び電気配管は、地盤沈下や地震発生を想定した折損対策を講ずること。

(解説)

「折損対策」には、地盤沈下や地震動を吸収させる措置として地下室への配管を土中 貫通しないこと等がある。

8 境界線・警戒標等標識

規則関係条項

一般則第7条第2項第1号(一般則第6条第1項第1号)

- (1) 一般則例示基準「1.境界線・警戒標等標識」に適合すること。
- (2) 夜間・休日は、関係者以外の立入りを禁止する措置を講ずること。

(解説)

「関係者以外の立入りを禁止する措置」には、圧縮天然ガススタンド出入口に埋込式 ステンレスポール及びチェーンを設置すること等がある。

(安全機構)

9 自動操作及び連動制御

規則関係条項

一般則第7条第2項第1号(一般則第6条第1項第18号)第6号から第9号まで、 第11号から第14号まで、及び第19号

- (1) 次の一般則例示基準に適合すること。
 - 「12.温度計」
 - 「19.ガスが漏えいした際に速やかに遮断する措置(緊急遮断装置等)」
 - 「23.ガス漏えい検知警報設備とその設置場所」
 - 「58.圧縮天然ガスを製造する圧縮機の保安措置(圧縮天然ガススタンド)」
 - 「59.ディスペンサーからの漏えい等の防止措置(圧縮天然ガススタンド)」
 - 「55.過充てん防止のための措置(圧縮天然ガススタンド)」
- (2) ガス漏えい検知警報設備等の保安措置、圧縮機等の保護装置及び各設備のインターロックは表1によるほか、設備の誤操作による事故を防止するため、フェールセーフ*1及びフールプルーフ*2を考慮した制御にするとともに、日常の運転操作を自動化したものであること。
 - * 1 システムの一部に故障や誤操作があっても、安全装置が必ず働くようになっている機構(failsafe)
 - * 2 間違いようのない、絶対確実な (foolproof)
- (3) 警報発報部は、関係者が警報を速やかに覚知できるよう次により設置すること。
 - ア ガス漏えい検知警報は、単独警報とし、警報発報部を保安監督者常駐場所及びディスペンサーユニット近傍に設置すること。
 - イ 地震動、圧力異常等上記以外の警報にあっては、警報発報部を保安監督者常駐場 所に設置すること。なお、この警報は、一括警報とすることができる。
- (4) ガス漏えい検知警報、地震動及び圧力異常等の詳細情報は、運転制御盤等で確認で きること。
- (5) ガス漏えい検知警報設備の検出端部は、各ユニット及びガスの滞留しやすい位置に 設置すること。
- (6) 感震器は次により設置すること。
 - ア 圧縮機連動停止等の感震器設定値は、150gal を目安に設置する構造物の耐震強度等を考慮して事業者自ら設定すること。
 - イ 圧縮機連動停止等の設定値より低い加速度で警報を発すること。この警報設定値 は80gal を目安とすること。
- (7) 緊急停止操作起動装置は、保安監督者常駐場所及びディスペンサーユニットに設置 すること。
- (8) 圧縮機ユニットには、次の措置を講ずること。
 - ア 受入れ遮断装置が閉止状態にあるときに、圧縮機が起動できない措置が講じられ ていること。
 - イ 圧縮機の入気側の圧力が負圧になるおそれが生じたときに、自動的に圧縮機を停止する措置を講ずること。
 - ウ 圧縮機の吐出側の圧力を常用の圧力以下の圧力に自動的に制御する措置を講ずること。
 - エ 圧縮機の吐出側の圧力が許容圧力を超えるおそれが生じたときに、自動的に圧縮

機を停止する措置を講ずること。

- オ 圧縮機の吐出側配管には逆止弁を設置すること。
- カ ガス漏えい検知警報設備が通電されなければ、製造設備が稼動できない措置が講じられていること。
- キ 圧縮機吐出温度異常停止制御装置の設定温度は、常用温度及び潤滑油の劣化等を 考慮し設定すること。
- ク 防音、防振機能を持たせること。
- (9) 蓄ガス器の遮断装置は、圧縮天然ガスを送り出し、又は受入れるとき以外は自動的 に閉止すること。ただし、受入側の遮断装置は逆止弁をもって替えることができる。
- (10)ディスペンサーには、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 充てん車両に固定した容器の最高充てん圧力以下の圧力で、自動的に圧縮天然ガスを遮断する装置を設けること。
 - イ 充てんホースと車両に固定した容器との接続カップリングは、容器と接続されて いないときに、圧縮天然ガスが供給されない構造にすること。
 - ウ 充てんホースには、緊急離脱カプラを設けること。
 - エ 製造設備を停止したときに充てんホース内を減圧するなど、自動的に充てんホース内の圧縮天然ガスの容積が20リットル以下になるような措置を講ずること。

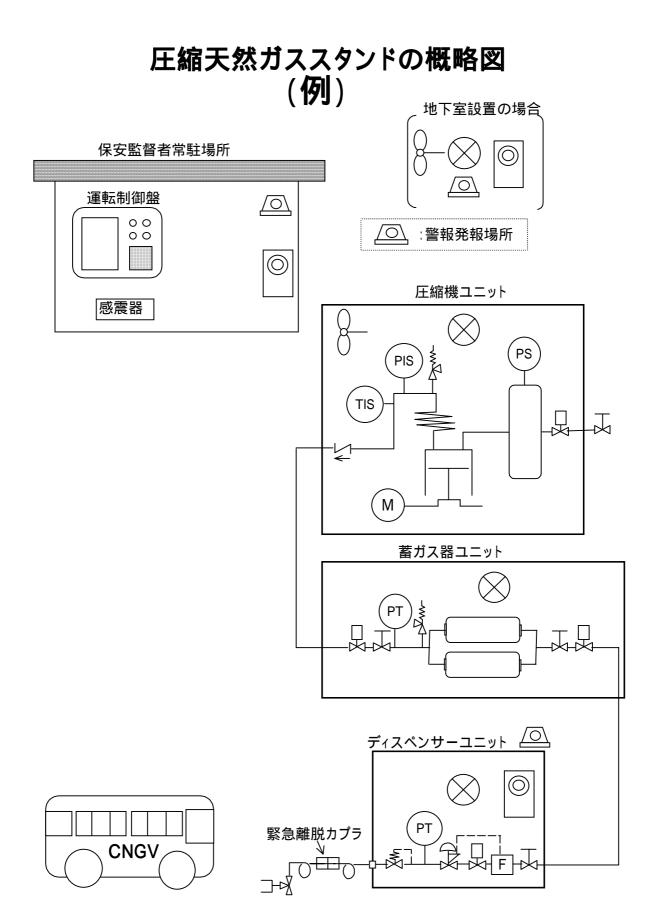
(解説)

(3)「速やかに覚知できる」とは、パトランプやブザー等を設置することをいう。

表 1 安全機構及び保護回路

ス・ 文主版(構及び) 体設凹面										
			螫	圧約	宿機	製造遮	断装置	止		
	田労力は)	九百日		起	緊	ガ	蓄ガ	ス器	ディ	遮 異 断 常
	異常又は <i>)</i>	八儿頃日	報	動不可	急停止	ス受入	入口	出口	・スペンサー	遮断装置 置報
7	 ガス漏えい	漏えい検知							-	
検知警報設備 電源断						-	-	-	-	-
地震動				-				-		
緊急手動停止				-				-		
	ガス受入遮	-		-	-	-	-	-	-	
圧	ガス受入遮	-	-	-	-	-	-	-		
圧縮機	吸入圧力低		-		-	-	-	-	-	
	吐出圧力上		-		-	-	-	-	-	
	常用圧力到	ı	ı	*1	ı	ı	ı	-	-	
	· 吐出温度上		-		-	-	-	-	-	
	電動機過負荷			-		1	1	-	1	-
	ケーシング		ı	ı	ı	ı	ı	-	-	
蓄ガ	圧力上昇		-		-	-	-	-	-	
ガス器	入口遮断弁閉止異常					-		-	-	
	出口遮断弁	-	-	-	-	-				
ディュ	最高充てん圧力到達			-	-	-	-	-		-
スペンサー	過充てん			-	-	-	-	-	*2	-
サー	・ 遮断弁閉止異常			-	-	-	1		-	
地下室換気扇異常		選 第								-

*1:吐出圧力制御、 *2:過充てん防止弁でも可



10 保安電力

規則関係条項

- 一般則第7条第2項第1号(一般則第6条第1項第27号)
- (1) 一般則例示基準「20.停電等により設備の機能が失われることのないための措置(保安電力等)」に適合すること。
- (2) ガス漏えい検知警報設備には、保安電力を保有しその保持時間は30分間以上とすること。
- (3) 携帯用拡声器等電池を用いる設備は、予備電池を備えること。

(解説)

ガス漏えい検知警報設備の「保安電力の保持時間の算定」には、増設した警報発報部の負荷も含めること。ただし、ディスペンサーユニット周辺に設けた警報発報部に商用電源を用いた場合はこの限りでない。

(一般事項)

11 滞留しない構造

規則関係条項

- 一般則第7条第2項第1号(一般則第6条第1項第9号)
- (1) 一般則例示基準「6.滞留しない構造」に適合すること。
- (2) 圧縮機ユニットのケーシングには、 $700 \text{m}^3/\text{h}$ 以上であり、かつ、当該ユニットの床面積 1m^2 につき $0.5 \text{m}^3/\text{min}$ 以上の通風能力を有する換気設備を設けること。
- 12 圧力計・安全弁・放出管

規則関係条項

- 一般則第7条第2項第1号(一般則第6条第1項第19号及び20号)
- (1) 一般則例示基準「13.圧力計及び許容圧力以下に戻す安全装置」及び「14. 安全弁、破裂板の放出管の開口部の位置」に適合すること。
- (2) 安全弁は、吹き止まり圧力以下に圧力が低下した後もガス漏えいが継続すること を避けるため、バネ式のものを使用すること。
- (3) 高圧カット(圧縮機の吐出圧力が常用の圧力を超えたときに、自動的に圧縮機を 停止する装置)の設定圧力は、安全弁の設定圧力より十分低い圧力とすること。この 措置を講ずることができない場合は、定期自主検査時等に行う安全弁作動試験の合否 判定を厳格に行い、吹き始め圧力を設定圧力と同じ値とする旨、安全弁に表示するこ と。
- 13 通報設備

規則関係条項

- 一般則第7条第2項第1号(一般則第6条第1項第40号)
- (1) 一般則例示基準「32.通報のための措置」に適合すること。
- (2) 地下室に圧縮機ユニット等を設置する場合は、地下室と保安監督者常駐場所との間で連絡が取れる措置(例:構内電話、インターホン等)を講ずること。

(解説)

「通報設備」は、メガホン、携帯用拡声器、構内電話等を事業所規模や設備の位置 関係等に応じて設置する。

14 バルブ等の操作

規則関係条項

- 一般則第7条第2項第1号(一般則第6条第1項第41号)
- (1) 一般則例示基準「33.バルブ等の操作に係る適切な措置」に適合すること。
- (2) バルブの開閉札は誤操作を防止するため、開閉指示が変わらないストッパー付きのものを使用すること。

15 車両衝突防止

規則関係条項

一般則第7条第2項第15号

ガス設備の設置場所の周囲には、ガードパイプを設置するなど、万が一車両が衝突してもガス設備に被害を及ぼさないような措置を講ずること。

16 消火設備

規則関係条項

- 一般則第7条第2項第21号
- 一般則例示基準「31.防消火設備」に掲げる消火設備の基準に適合すること。

17 蓄ガス器ユニット

規則関係条項

一般則第2条第1項第7号

蓄ガス器は、貯槽として法の適用を受ける。

(解説)

圧縮天然ガスは、建築基準法に規定された用途地域毎の最大貯蔵量を超えて貯蔵する ことはできない。

18 蓄ガス器間距離

規則関係条項

一般則第7条第2項第1号(一般則第6条第1項第5号)

蓄ガス器ユニットを2以上設置する場合は、その間の距離を1m以上とすること。

19 蓄ガス器の温度上昇防止措置

規則関係条項

一般則第7条第2項第1号(一般則第6条第1項第32号)

- (1) 温度上昇防止措置として、固定式水噴霧装置を設置すること。
- (2) 水噴霧装置の能力は、次によること。
 - ア 蓄ガス器ユニット水平投影面積 1 m²につき、 7 リットル/min以上
 - イ 連続30分間以上

なお、圧縮天然ガススタンド以外の施設と貯水槽やポンプ等を共用する場合は、同時運転時にも上記の能力を維持できること。

20 基礎・耐震性能

規則関係条項

- 一般則第7条第2項第1号(一般則第6条第1項第15号及び第17号)
- (1) 一般則例示基準「10.高圧ガス設備等の基礎」に適合すること。
- (2) 各ユニットの設置にあたっては、コンクリート基礎上にアンカーボルトにより堅固 に固定すること。
- (3) 固定式水噴霧装置は、耐震性能を有すること。

2 1 現場施工配管

規則関係条項

- 一般則第7条第2項第10号
- (1) 現場施工配管の継手は、原則として溶接継手とすること。
- (2) 現場施工配管は、可とう性を持たせるなど地震動を吸収する措置を講ずること。
- (3) 現場施工配管は、メンテナンススペースを有するトレンチ内に施工し上部にグレーチングを設けること。

22 その他一般事項

規則関係条項

第7条第2項第1号(一般則第6条第1項第6号、第10号から第14号まで、

第16号及び第38号) 第5号及び第16号

- (1) 次の一般則例示基準に適合すること。
 - 「4.可燃性ガスの貯槽であることが容易にわかる措置」
 - 「7. 耐圧試験及び気密試験」
 - 「8.高圧ガス設備及び導管の強度」
 - 「9.ガス設備等に使用する材料」
 - 「11.貯槽の沈下状況の測定等」
 - 「30.静電気の除去」

第3章 圧縮天然ガススタンドの保安管理

(製造の方法)

23 充てん

規則関係条項

- 一般則第7条第3項第1号(一般則第6条第2項第2号チ)及び第2号
- (1) 充てんホースが接続されたままでの車両の誤発進を防止するため、当該車両の運転手が運転席から見やすい位置にホースが接続中である旨を表示した表示板を置く、 又は車両の鍵を預かるなどの措置を講ずること。
- (2) 充てん時には、容器に表示された年月から15年経過した一般複合容器等、又は 再検査期間を過ぎた容器でないことを確認すること。

24 ガス成分

規則関係条項

- 一般則第7条第3項第1号(一般則第6条第2項第1号 八)及び第3号
- (1) 都市ガス供給開始時には、ガス供給業者との間で、供給されるガスの種類、性状 及び供給方法等について協議・確認を行うこと。
- (2) 圧縮天然ガスの水分管理は、「自動車燃料用天然ガス水分指針 JGA 指 NGV05-96 平成8年3月(社団法人日本ガス協会)」に従い、適切に行うこと。

25 バルブ

規則関係条項

- 一般則第7条第3項第1号(一般則第6条第2項第6号及び第1号 イ)
- 一般則例示基準「51.バルブに過大な力を加えない措置」に適合すること。

26 点検

規則関係条項

- 一般則第7条第3項第1号(一般則第6条第2項第4号)
- (1) 一般則例示基準「49.設備の点検・異常確認時の措置」に適合すること。
- (2) 日常点検は、いたずら等による事故防止も考慮したものであること。
- (3) 地震等の災害発生、又は設備の異常により設備の運転が停止したときは、速やかに 点検を行い、安全を確認したうえで再起動すること。

(解説)

「いたずら等による事故防止」とは、終業時において、ガス受入弁の閉止、主電源断、 操作盤やバルブボックスの施錠及びガス漏えい検知警報設備の作動について確認し、それらを記録し保存するこという。

「地震等の災害」とは、地震、台風等風水害及び周辺火災等をいう。

「点検」とは、チェックリストを用いて点検し、記録・保存することをいう。

2 7 修理

規則関係条項

一般則第7条第3項第1号(一般則第6条第2項第5号)

一般則例示基準「50.設備の修理又は清掃」に適合すること。

28 いたずら防止

- (1) 夜間・休日においては、圧縮天然ガススタンド出入口に埋込式ステンレスポール 及びチェーンを設置するなど、関係者以外の立入りを禁止する措置を講ずること。
- (2) 運転制御盤及びバルブボックス等の保安管理上重要な設備は、いたずら防止のため確実に施錠すること。

29 定期交換

各設備の部品等のうち定期交換を必要とするものにあっては、設備台帳に交換期限を明記 し期限管理を徹底すること。

(保安管理体制)

30保安教育

関係条項

法第27条

保安教育計画を定め忠実に実行すること。

(解説)

「忠実に実行」とは、教育訓練を事業者自らが実施することはもとより、社団法人神 奈川県高圧ガス協会が行う保安講習会等の外部研修を積極的に活用することにより、保 安レベルの向上を図ることをいう。

3 1 緊急対応

- (1) 定常時及び夜間・休日にガス漏えい等の異常が発生したときに備え、直ちに緊急対応がとれる連絡体制を整えること。
- (2) 夜間・休日の宿日直体制を導入していない事業所にあっては、異常発生時に必要な情報を指定場所に送信できる監視システムを導入すること。

(解説)

「必要な情報」とは、ガス漏れ警報、不法侵入警報等をいう。

附則

本基準は平成14年4月1日から施行する。

本基準は、高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則第7条第2項に適合する圧縮天然ガススタンドについて規定したもので、同第6条適用、同第7条第1項適用又はコンビナート保安規則適用のスタンドについても、該当する項目については本基準を準用する。